

広島県告示第五百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
特定非営利活動法人さわやかライフクラブ	広島市安佐北区落合一丁目一五―七一フクラブ	すみれ福祉用具貸与事務所	平成一八年六月一日
株式会社フジシン	広島市中区舟入中町九―一六	ケアサポートフジシン	平成一八年六月一日
日本基準寝具株式会社	広島市安佐南区大町東二丁目一五―二	日本基準寝具株式会社福山営業所	平成一八年六月一日
社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	庄原市西本町二丁目一七―二五	庄原市社協福祉用具貸与事業所ひわ	平成一八年一月一日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター広島西	平成一八年一月一日
有限会社ケアフルサービス	呉市広白石三丁目二一―二二	ケアフルサービス福祉用具貸与事業所	平成一八年二月一日
グッドライフ株式会社	福山市城見町二丁目二―二二	指定福祉用具グッドライフレンタル	平成一九年一月一日
企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目一―二光文ビル六階	福祉用具のぱちえ	平成一九年一月一日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六一―三	尾道医療器株式会社福祉介護用品事業部	平成一九年一月一日
企業組合リプルケアセンター	広島市西区己斐中二丁目二三―一	リプル福祉用具貸与事業所	平成一九年一月一日